平成２１年（フ）第２５１号
沖縄県うるま市石川440番地２
破産者　西原　静江
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１９号
宮崎市佐土原町下田島18775番地９
破産者　佐土原養鰻漁業協同組合
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３２号
山形県山形市南栄町３丁目３番８号、申立時の住所山形県飽海郡遊佐町増穂字前田40番地
破産者　高橋　忠應
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第８５３号
さいたま市見沼区大字御蔵1102番地23、破産手続開始決定時の住所さいたま市見沼区大字東宮下552番地８
破産者　高橋　正利
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９０７号
埼玉県上尾市浅間台４丁目６番地18
破産者　三品イツ子
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０１号
岐阜県高山市松本町415番地８、前住所東京都中野区野方４丁目12番15号　メインステージ野方204
破産者　小野　宏美
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第６号
岐阜県高山市下岡本町1387番地
破産者　渡邉　遼一
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第３０８号
大阪府八尾市黒谷２丁目174番地
破産者　中島　順也
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２９３号
兵庫県西宮市五月ケ丘９番21―701号
破産者　土屋　　武
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９６０号
大阪府守口市南寺方東通５丁目26番16―408号
破産者　猿渡　恵二
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１５号
堺市東区草尾４番地
破産者　中村　　誠
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８号
福岡県久留米市北野町中699番地５、申立時の住所福岡県久留米市北野町高良287番地５
破産者　東　　健次
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第６０号
長崎県五島市吉久木町157番地１
破産者　増山　富男
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第１８１６号
北海道江別市大麻北町519番地の３　リーセント大麻三番通南西館511号室
破産者　池田　義弘
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２４号
北海道小樽市長橋５丁目28番30号、前住所北海道小樽市長橋２丁目７番31号
破産者　井城　俊男
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１６９８号
仙台市若林区保春院前丁５番地の113八百ふじビル303
破産者　氏家　嘉勝
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２３７０号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６―１棟1424号
破産者　大小原　務
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係